



(略)

第一九（財務諸表等の登録並びに開示及び損益計算書の提出の方法）  
 第二十（登録の作成の方法）  
 第二十一（登録の保存の方法）

六月三十日までに、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を提出する。ただし、海上保安庁長官に提出する場合は、五年前の登録を含む。

第九（帳簿の記載）  
 第十（廃棄物処理記録簿の登録）  
 第十一（廃棄物処理記録簿の登録）

登録の方法は、登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、確認業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第二十二（廃棄物処理記録簿の登録）  
 第二十三（廃棄物処理記録簿の登録）  
 第二十四（廃棄物処理記録簿の登録）

登録の方法は、登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、廃棄物処理記録簿への記載を行なわなければならない。

第三二（原動機の設置）  
 第三三（原動機の設置）  
 第三四（原動機の設置）

前項の規定は、次条の規定により原動機取扱手引書の承認を受けた後、その承認に係る原動機が船舶に設置されると認められる場合に適用される。

第一項の規定は、前項の規定により原動機取扱手引書の承認を受けた後、その承認に係る原動機が船舶に設置されると認められる場合に適用される。

第一項の規定は、前項の規定により原動機取扱手引書の承認を受けた後、その承認に係る原動機が船舶に設置されると認められる場合に適用される。

される前に、当該原動機について窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改造その他の国土交通省令で定める改造を行つた場合について準用する。

第十九条（原動機取扱手引書）  
第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の確認（以下「放出量確認」という）と認められた原動機取扱手引書の仕様及び性能、当該原動機の運転、整備その他他の国土交通省令で定めた規定に遵守すべき事項を記載した原動機取扱手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

第二十一条（国際大気汚染防止原動機証書）  
第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により同条の原動機取扱手引書（以下「原動機取扱手引書」という。）の規定期定に、前条の規定により、当該原動機取扱手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

第二十一条（原動機の設置）  
第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、当該原動機の仕様及び性能、当該原動機の運転、整備その他他の国土交通省令で定めた規定に遵守すべき事項を記載した原動機取扱手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。



させるため、その使用する燃料油の変更へ国土交通省令で定める方法によるものに限る。)をする船舶の船舶所  
有者は、當該燃料油の変更に關する作業を行ふ者が遵守すべき事項その他国土交通省令で定める事項を記載し所  
た燃料油変更作業手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置かなければならぬ。

3 2 第十九条(揮発性物質放出防止措置手引書)  
3 2 第十九条(揮発性物質放出防止措置手引書)  
3 2 第十九条(揮発性物質放出防止措置手引書)  
3 2 第十九条(揮発性物質放出防止措置手引書)  
3 2 第十九条(揮発性物質放出防止措置手引書)

第十一条(オゾン層破壊物質)  
第十一条(オゾン層破壊物質)  
第十一条(オゾン層破壊物質)  
第十一条(オゾン層破壊物質)  
第十一条(オゾン層破壊物質)

第十一条(オゾン層破壊物質)  
第十一条(オゾン層破壊物質)  
第十一条(オゾン層破壊物質)  
第十一条(オゾン層破壊物質)  
第十一条(オゾン層破壊物質)

4 3-2 第十九条(油等の焼却の規制)  
4 3-2 第十九条(油等の焼却の規制)  
4 3-2 第十九条(油等の焼却の規制)  
4 3-2 第十九条(油等の焼却の規制)  
4 3-2 第十九条(油等の焼却の規制)

4 3-2 第十九条(油等の焼却の規制)  
4 3-2 第十九条(油等の焼却の規制)  
4 3-2 第十九条(油等の焼却の規制)  
4 3-2 第十九条(油等の焼却の規制)  
4 3-2 第十九条(油等の焼却の規制)

第十九条(定期検査)  
第十九条(定期検査)  
第十九条(定期検査)  
第十九条(定期検査)  
第十九条(定期検査)

第十九条(定期検査)  
第十九条(定期検査)  
第十九条(定期検査)  
第十九条(定期検査)  
第十九条(定期検査)

検査対象船舶  
検査対象船舶  
検査対象船舶  
検査対象船舶  
検査対象船舶

設備等  
設備等  
設備等  
設備等  
設備等

のと排設第海  
とど出当備九洋  
しめが該を条汚  
てるあ船いの染  
そたつ舶う三防  
のめたか。第止  
用に場ら以一設  
途国合の下項備  
土に油同又(航  
交お、じは第  
行通け有。第五  
す大る害)十條  
る臣海液を条第  
海の洋体設の一  
域検の物置二項  
、查汚質す第か  
大を染文べーら  
き必をはき項第  
さ要最ふ船に三  
等と小ん舶規項  
のす限尿の定ま  
区る度等うすで  
分もにのちる、

の力  
貨物  
当該  
船舶  
を第九条  
象船  
含む。  
以下「  
海洋汚染  
規定する  
船舶染  
止設備等」  
といふは、  
ターソン

域付対とに項二条引十八と前し象認あ又項の書九海す項な設めつは、二等条洋るのけ備るて第第、の汚船海れ及とは十第当三染船洋ばびき、九九九該十等で汚な揮は承條条大七防あ染ら発、認ののの気止つ等な性船原二七三汚国証て防い物船動十第第染土書国止質所機四四二防交土証放有取の項項止通交書出者扱二、若検大防に手第第し査臣止対引二十く対は措し書項九は象置、のに条第設前手海記規の三備条引洋載定二項及の書汚事す十若び検に染頃る一し当査閑防を技第く該のし止含術二は揮結國設む上項第発果土備の、十性、交等以基第条物當通、下準十の質該省海こへ九二放海令洋の第条第出洋で汚章十の二防汚定染に九二項止染め防お条十、措防る止いの四第置止区緊て七第七手設分急、第二条引備に措技一項の書等從置術項若二が、い手基及し第そ當、引準びく二れ該海書、第は項ぞ海洋等と二第若れ洋汚、い項十し第汚染大うに九く五染等気。規条は条防汚定の第第止染にす二八四緊証防適る十条項急書止合原六の、措を檢す動第二第置交査る機二第五手

原油タンカー	船舶検査の船、查汚舶大を染かき必をらさ要最排等と小出のす限ガ区る度ス分もにのにのと放応とど出じしめが國てるあ土そたつ交のめた通用に場省途国合令、土にで航交お定行通けめす大るる臣大船海の氣	船法合又おが以緊液き備緊油舶にはいそ下急体え急濁による第てれ一措汚又置措防しりこ八準ぞ海置染はき置止て確と条用れ洋手防掲、手緊国実にのす第汚引止示又引急土につ二る七染書緊さは書措交確い第場条防又急れ掲又置通認て二合の止は措た示は手省す、項を二緊船置油す船引令る國に含第急舶手濁べ舶書でこ土規む二措間引防き間若定と交定。項置貨書止船貨しめるものが通す次、手物若緊舶物くで大る条第引油し急、油はもき臣技に九書積く措當積有るの術お条等替は置該替害と検上いの、作海手船作液認査のて四と業洋引舶業体く。め以基同第い手汚書に手汚ら外準じ九う引染、備引染れのに、項書防有え書防方適に、止害置を止	に応じ国土交通省令で定める船舶
放当 出該 防檢 止査 措對 置象 手引 舶に 備え 置き、 又は 掲示 され た揮 發性 物質	燒備第九、当却並十条第該設び九の十檢備に条二九査を第の十条對い十二ーの象う九十第七船、条四二第舶以の第項一に下二ーに項設同十項規及置じ六に定びさ。第規す第れ二定る二た項す硫項大にる黃に氣規揮酸規汚定發化定染す性物す防る物放る止船質出原檢舶放低動查發出減機對生防裝、象油止置第設等設、十備	止當 緊該 急檢 措查 置對 象船 舶に 備え 置き、 又は 掲示 された 海洋 污染 防	止當 緊該 急檢 措查 置對 象船 舶に 備え 置き、 又は 掲示 された 海洋 污染 防

63月<sup>（55年）</sup>、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三事項に關し必要な条件を付し、これを当該海洋汚染等防止証書に記載することができる。

第（中間検査）<sup>（第十九回臨時引手等書）</sup>63月<sup>（55年）</sup>、その有効期間を延長することができる。  
事項に關し国土交通大臣は、海洋汚染等防止証書を交付する場合には、当該検査対象船舶の用途、航行する海域その他の事項に關し必要な条件を付し、これを当該海洋汚染等防止証書に記載することができる。

第（海等有効期条検査）<sup>（第十九回臨時引手等書）</sup>63月<sup>（55年）</sup>、その有効期間を延長することができる。  
事項に關し国土交通大臣は、海洋汚染等防止証書を交付する場合には、当該検査対象船舶の用途、航行する海域その他の事項に關し必要な条件を付し、これを当該海洋汚染等防止証書に記載することができる。

第一十九回臨時引手等書<sup>（第十九回臨時引手等書）</sup>63月<sup>（55年）</sup>、その有効期間を延長することができる。  
事項に關し国土交通大臣は、海洋汚染等防止証書を交付する場合には、当該検査対象船舶の用途、航行する海域その他の事項に關し必要な条件を付し、これを当該海洋汚染等防止証書に記載することができる。

3 2 第  
海所汚 発染船十  
国洋有染國性防舶九  
土汚者防士物止を條  
交染に止交質檢臨の海  
通等對緊通放査時四洋  
大防し急大出対に十汚  
臣正措臣防象航一染  
は証第置は止設行 等  
書十手措備の有防  
前を九引前置並用効  
項交条書項手びにな  
の付の等の引に供海  
臨し三及檢書當し洋  
時な十び査に該よ汚  
海け七揮のつ検う染  
洋れ第發結て對象  
第一性果、國象船  
項物、質當該國放  
染等防  
止証書<sup>（以下「臨時  
海洋汚染等防  
止証書」とい  
う。）</sup>を交付する場

止合証には、当該検査対象船舶の航行する海域その他の事項に關し必要な条件を付し、これを當該臨時海洋汚染等防止証書に記載することができる。

(海洋汚染等防止検査手帳)  
船検査（第十九条の四）以下「法定国土交通大臣」という。に該する事項を記録するため、最初の定期検査に合格した検査対象船舶の船所有者に對し、海洋汚染等防止検査手帳を交付しなければならない。

第4322  
書　安つ　十  
に第の國の全て国七十九国  
つ十交際記法は土第十三条の海  
い九付海載第、交一の海  
て條を洋そ九當通の四十洋污  
準の受汚の條該大國三染等防  
用三け染他第檢臣は土  
す十た等の一查を交  
する七船防事項対、交  
第4321  
書　象前省令  
に該する事項を記録するため、最初の定期検査に合格した検査対象船舶の船所有者に對し、海洋汚染等防止検査手帳を交付しなければならない。

32第1  
(船級協会の検査)  
お 性が手海　　2第  
い第物當引洋前九　　十  
同条出洋つ防規定六　　十一  
第十止染て設に由　　十二  
第三五措防の備よ　　十三  
項第置止検等る　　十四  
中三手設查、登略　　十五  
一項引備を海錄　　十六  
別の書等行洋を　　十七  
表規に、い汚受　　十八  
第定つ當染け　　十九  
一はい該か防た　　二十  
の、て海つ止者　　二十一  
二第法洋、緊、緊　　二十二  
一定汚船急次　　二十三  
と項検染級措置及　　二十四  
ある登録を行は　　二十五  
は並び、び　　二十六  
「に前項の船級協会及び検査に

32第  
令命洋定一　　十一  
「令汚に項船、十九船  
と、染つの舶略、と等い規安  
同あ及て定全法るび準は法  
第の海用、第二は上す第三  
十五こ害。項第  
条ののこに一  
の法防のお節  
五律止場い、  
十若に合て第  
四し閑に準二  
中くすお用十  
はるいす五  
第海法てる条  
二洋律、同の  
十汚別同法六  
五染表法第十  
条等第六三の  
及二二条が  
二び、十ノら  
十海と五四第  
六上、条第二  
「災同の一十  
と害条四項五  
あの第十の条  
ある防二七登の  
止項第録六、  
一、閑一項登六  
海す号第録ま  
洋る中一檢で  
汚法、号定を  
染律、中機除  
等又の、閑く  
及は法別及  
びこ律表び  
海れ又第登及  
上らは一録び  
災のこ、檢第  
の律法あ機十  
防に律る閑九  
止基にのが行  
に基づきは行ノ  
関くづ、う五  
す命く海檢第

る法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

第  
2  
2  
え海れ又第録か四  
る上らは一をら船十粉  
も災のこ受第船三碎  
の害法のとけ二安条設  
との律法あた十全の備  
す防に律る者五法九等  
る止基にのが条第  
。に基づきは行の九  
関くづう六条略  
す命く海檢十第  
る令命洋定六四  
法令汚にま項  
律と染つて及  
第と等いをび  
四同あ及て除第  
十法るび準く十  
三第の海用。一  
条二は上す一条  
の十一災る及の  
九五こ害。び規  
第条ののこ第定  
二の法防の二は  
項五律止場十前  
に十若に合九項  
お四じ間に条の  
い中くすおノ検  
てはるい五定  
準第海法で第に  
用二洋律、一つ  
す十汚別同項い  
る五染表法のて  
船条等第規  
舶の及三二定同  
安二び十は法  
全十海と五前第三  
法六上、条項第三  
第一災同のの章  
二と害条四登第  
十あの第十録第一  
五の止項第登(一  
のはに第一録第二  
一関一項を二十海  
す号第受十六洋  
る中一け五汚法  
号た条と染律こ中  
者の讀等又の及  
み及は法別び十  
替びこ律表登三

第  
2  
3  
4  
六十事  
業  
二の以条  
略十法内  
許  
二律の國可  
条又期土の  
第は間交取  
一こを通消  
号の定大(臣等)  
又法めは  
は律ては  
第に事、  
三基業港  
号づの停  
該処當分  
当すに命及  
に違反し  
とどなつた  
とき。

2第  
四(十報  
八告の  
略等)の  
徵收(略等)

が除こ十に二建第一七  
あくと二設年造十条条  
る。が年置一さ九の  
もーで新さ月れ条規海  
の及き法れ一又の定洋  
とびる第た日は三に汚  
し指も十原か建かよ染  
て定の九動ら造らる等  
国原と条機平に第改及  
土動しので成着十正び  
交機て三あ十手九後海  
通が國のつ一さ条の上  
大設土放て年れの海災  
臣置交出同十た九洋害  
がさ通基日二船ま汚の  
指れ大準ま月船で染防  
定た臣いで三にの等止  
す船が適に十設規及に  
る舶指合製一置定び  
舶の定さ造日さは海す  
舶うすせされ、上る  
にちるるれでた次災法  
設当型改たの原の害律  
置該式造も間動各の等  
さ指のーのに機号防の  
れ定も以の建でに止一  
た原の下う造あ掲に部  
も動へこちさつげ閥を  
の機以の、れてるす改  
にに下条当又当区る正  
つつこに該は該分法す  
いいのお原建各に律る  
て条い動造号応ー法  
は基にて機ににじ以律  
、準おーか着定、下ー  
適適い基ら手めそー平  
用合て準のさるれ平成  
し改ー適室れ日ぞ成二  
な造指合素た前れ二十  
いを定改酸国に当十二  
行原造化際製該二年  
たう動ー物航造各年法  
だこ機との海さ号新律  
しとーい放にれに法第  
、がとう出従た定ー三  
当困い。量事もめと十  
該難うーをすのるい三  
原な。を平るー日う号  
動事ー行成船平前。ー  
機情をう二舶成にー第

3 2 第  
く書に相当ー酸す二ー  
7ー対国当確に化る条海  
とし土手認適物法  
い「交引」合の律國洋污  
略う新通書とす放へ土染及  
い。海大ーいる出以交及び  
洋臣とうも量下通へ大海上災  
を汚はい。のがー新新臣は、害の  
交染、う。をあ海海は、害の  
付等相。をあ海海は、害の  
し防當の、こ汚汚施行日止に  
な止確の承かと染染等等日止に  
け法認承かと染染等等日止に  
れ第を、「つ防防前におい  
ば十しを、「行新い止止法ー  
な九、行新い止止法ー  
ら条かこ洋新第一と  
のつ」と汚海十といも、  
い。の相が染洋九いも。  
国当で等汚条。第一  
際手の防染のー第三  
大引法防第十九法防  
気書第十法防第十九法  
汚を第十九法防第十九法  
染防止原動機証書に  
承認したと機証書は、  
防止原動機証書に  
原動機証書は、當該  
証書に係る以相  
以下當確相認當を  
受け機証者

附 則  
(平成一六年四月二一日法律第三六号)

○ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号) (抄)  
が對簿濁施 7 4  
うで象、防設、う有施よ  
10き設船止等国 6 害設り國  
る備舶規又土  
。発程は交へ体は船交  
海生、船通略物航舶通  
洋廢第舶大質空所大  
汚棄七所臣機有者又  
染物条有者は海  
防染二若海上  
止防第し保  
証止一く保  
書規項は安  
程又海庁  
海、は洋長官は、この  
洋船第施官は、  
染發十等  
防生条の  
止廢の設  
約物第者  
証書記一  
書等そ  
の海濁管必  
他の施止者  
物設緊の限  
件を生廢措  
検査置所お  
立、汚書ち  
染、入そ  
又防油りの  
は止記、職員  
規錄海員に  
關係者に大有  
染船質問液止  
させ防物備  
止質等は  
と検記、海  
と查錄油洋  
3  
うで象、防設、う有施よ  
10き設船止等国 6 害設り國  
る備舶規又土  
。発程は交へ体は船交  
海生、船通略物航舶通  
洋廢第舶大質空所大  
汚棄七所臣機有者又  
染物条有者は海  
防染二若海上  
止防第し保  
証止一く保  
書規項は安  
程又海庁  
海、は洋長官は、この  
洋船第施官は、  
染發十等  
防生条の  
止廢の設  
約物第者  
証書記一  
書等そ  
の海濁管必  
他の施止者  
物設緊の限  
件を生廢措  
検査置所お  
立、汚書ち  
染、入そ  
又防油りの  
は止記、職員  
規錄海員に  
關係者に大有  
染船質問液止  
させ防物備  
止質等は  
と検記、海  
と查錄油洋  
用者交通省令で定めるとこ  
排出ガスの放出該船その他の  
洋に



○船舶安全法（昭和八年三月十五日法律第十一号）（抄）

第九条（略）

③②海官庁ハ第六条ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ交付シ又ハ証印ヲ附ス  
④ベ管海官庁、登録検定機関又ハ小型船舶検査機構ハ第六条ノ四第一項ノ規定ニ依ル検定ニ合格シタル船舶又ハ物  
件ニ対シテハ合格証明書ヲ交付シ又ハ証印ヲ附スベシ  
⑥⑤（略）

第二（財務諸事務の備付け及び閲覧等）  
第三（帳簿の記載）  
第四（登録検定機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定業務に関し国土交  
通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。  
第五（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令）（平成二十二年五月十九日政令第百三  
十九号）（抄）

第一（船舶の基度別標準）  
第二（帳簿の記載）  
第三（登録検定機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定業務に関し国土交  
通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。  
第四（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令）（平成二十二年五月十九日政令第百三  
十九号）（抄）

第六条(窒素酸化物の放出量に係る放出基準に関する経過措置) 基にのついては、新令及び海上災害の防止に関する法律施行令(以下この基準による)第十一条の七の表第十一号に規定する特定用途原動機に該当するものを除く。) 第十一条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出原動機平成二十三年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されたこれらに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。)

○ 海洋汚染設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に關する技術上の基準等に關する省令(昭和五十八年省令第三十八号)(抄)

#### 第一(定義)(略)

524(ビルジ等排出防止設備)(略)  
5 この省令において「有害液体物質ばら積船」とは、その貨物艤が専らばら積みの有害液体物質以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。)をいう。

6 (略)  
第四(ビルジ等排出防止設備)法第五条第一項の規定により船舶所有者が船舶に設置しなければならないビルジ等排出防止設備は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

#### 船舶の区分

一 総トン数四百トン未満の船舶及び総トン数四百トン以上以上の国際航海に従事する船舶以外の船舶であつて機関を有しないもの(以下「内航非自航船」という推進。)	油水分離装置	ビルジ等排出防止設備
二 総トン数四百トン以上一万トン未満の船舶(内航非自航船を除く。)	油水分離装置	スラッジ貯蔵装置
三 総トン数一万トン以上の船舶(内航非自航船を除く。)	スピルバッジ用離着装監視装置	スピルバッジ貯蔵装置

2 · 3

(略)

第一五(油水分離装置)  
2 5五四三二一五  
6 再排油水循環採器装置  
再排油水循環採器装置用ポンプ

第一七(ビルジ濃度監視装置)  
2 5七六五四三二  
6 ハロイ条次

油装較装定排  
略分置こ置で水較測油にビルジ濃度監視装置は、次に掲げるものにより構成されるものとする。  
2 4 (のうにき一こ定分掲ル機のげジ濃度能が水も立正能濃る用度場濃度監視装置)  
4 (略)

濃性正排る万う機のげジ濃度能が水も立正能濃る用度場濃度監視装置は、次に掲げるものにより構成されるものとする。  
2 4 (のうにき一こ定分掲ル機のげジ濃度能が水も立正能濃る用度場濃度監視装置)  
4 (略)

第二(ストリップング装置)  
2 4 (略)

第二(ストリップング装置)  
2 4 (略)

第一四(原口イ十原)の國土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第一四(原口イ十原)を原原二動構及構動動条機成ば成機機取部す部の法扳品も品設仕第手の置様十引取を原及及九書付い動びび条の方う機整性の記法に備能五載事項)に当たるに当たり遵守すべき事項として次に掲げるものに使用されれば可能な部品及び当該部品と交換が可能な部品のうち窒素酸化物の放出に影響する号及び次号において同じ。)の種類

三二ハ原構動原構成機動成機部品の交換に係る記録に関する事項

三四ロイ相当する放出量確認に係る記録に状況の確認方法

四四第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する放出量確認に

第五五条の八第一項（法第十四号の結果）の結果

第五六条の八第一項（法第十四号の結果）の結果

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）（抄）

第四条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第一條　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する放出量確認に

同表の下欄に掲げる装置とする。

船舶の区分	装置
一　総トン数一万トン（令別表第一の五に掲げる海域）（一 南極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）（一 未満の船舶）	油水分离装置等及び大気汚染防止装置（油水分离装置、油水分離装置、油タックに積載した水バ尔斯トを排出する場合によ り燃料油離油装置（法第五条の三第二項ただし書の規定によ り燃料油離油装置及びビラス特朗度監視装置））
二　総トン数一万トン（令別表第一の五に掲げる海域）（一 南極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）（一 未満の船舶）	油水分离装置等及び大気汚染防止装置（油水分离装置、油水分離装置、油タックに積載した水バ尔斯トを排出する場合によ り燃料油離油装置（法第五条の三第二項ただし書の規定によ り燃料油離油装置及びビラス特朗度監視装置））

○海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）（抄）

第一百二十条（名護海上保安署は、沖縄県のうち名護市（久志支所管内を除く。）、国頭郡（大宜味村、今帰仁村、本部町及び伊江村に限る。）及び島尻郡（伊平屋村及び伊是名村に限る。）の区域を管轄するものとする。）

○国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三 第一 第二 第三  
の主務省令で定める保存は、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基

ば計定六（づ五）が及存者書 こ項 二 一り定四（づ三  
な算に条電く条法行びを等面別とを民ア的 磁 ） 行に条電く条  
ら機基 磁書 第わ当行がの表が、間イ記書氣・作わ基・磁書  
なにづ民的面法四れ該う、保第で直事ル録面デデ成なづ民的面法  
い備く間記の第条た事と第存一きち業にをにイイさけく間記の第  
え書事録作四第も項と一がのるに者よ民記ス！れれ書事録保三  
ら面業に成条一のをも項義上措明等り間載ク・たば面業に存条  
れの者よと第項と記にの務欄置瞭が保事さ等口電なの者よと第  
た作等るす一のみ載、規付にをな、存業れーム磁ら保等るす一  
フ成が作る  
アに、成  
イ代法の  
ルえ方法  
記当条  
錄該書一  
方法又は  
磁氣的記  
デイスク等  
スクリプ  
等を行ふ  
場合は、  
調製する  
方法によ  
る。代法第  
三条第一項  
の規定に基  
づき、別表  
第一の上欄  
に掲げる法  
令の同表の下  
欄に掲げる規  
定によれば、  
當該書面に係  
る電磁的記  
録の保存を行  
う場合は、次に  
掲げる方法の  
いずれかによ  
り定められ  
る。

3 2  
二 一り定四（づ三  
な算に条電く条法行びを等面別とを民ア的 磁 ） 行に条電く条  
ら機基 磁書 第わ当行がの表が、間イ記書氣・作わ基・磁書  
なにづ民的面法四れ該う、保第で直事ル録面デデ成なづ民的面法  
い備く間記の第条た事と第存一きち業にをにイイさけく間記の第  
え書事録作四第も項と一がのるに者よ民記ス！れれ書事録保三  
ら面業に成条一のをも項義上措明等り間載ク・たば面業に存条  
れの者よと第項と記にの務欄置瞭が保事さ等口電なの者よと第  
た作等るす一のみ載、規付にをな、存業れーム磁ら保等るす一  
フ成が作る  
アに、成  
イ代法の  
ルえ方法  
記当条  
錄該書一  
方法又は  
磁氣的記  
デイスク等  
スクリプ  
等を行ふ  
場合は、  
調製する  
方法によ  
る。代法第  
三条第一項  
の規定に基  
づき、別表  
第一の上欄  
に掲げる法  
令の同表の下  
欄に掲げる規  
定によれば、  
當該書面に係  
る電磁的記  
録の保存を行  
う場合は、次に  
掲げる方法の  
いずれかによ  
り定められ  
る。

アに、成  
イ代法の  
ルえ方法  
記当条  
錄該書一  
方法又は  
磁氣的記  
デイスク等  
スクリプ  
等を行ふ  
場合は、  
調製する  
方法によ  
る。代法第  
三条第一項  
の規定に基  
づき、別表  
第一の上欄  
に掲げる法  
令の同表の下  
欄に掲げる規  
定によれば、  
當該書面に係  
る電磁的記  
録の保存を行  
う場合は、次に  
掲げる方法の  
いずれかによ  
り定められ  
る。

アに、成  
イ代法の  
ルえ方法  
記当条  
錄該書一  
方法又は  
磁氣的記  
デイスク等  
スクリプ  
等を行ふ  
場合は、  
調製する  
方法によ  
る。代法第  
三条第一項  
の規定に基  
づき、別表  
第一の上欄  
に掲げる法  
令の同表の下  
欄に掲げる規  
定によれば、  
當該書面に係  
る電磁的記  
録の保存を行  
う場合は、次に  
掲げる方法の  
いずれかによ  
り定められ  
る。

アに、成  
イ代法の  
ルえ方法  
記当条  
錄該書一  
方法又は  
磁氣的記  
デイスク等  
スクリプ  
等を行ふ  
場合は、  
調製する  
方法によ  
る。代法第  
三条第一項  
の規定に基  
づき、別表  
第一の上欄  
に掲げる法  
令の同表の下  
欄に掲げる規  
定によれば、  
當該書面に係  
る電磁的記  
録の保存を行  
う場合は、次に  
掲げる方法の  
いずれかによ  
り定められ  
る。

アに、成  
イ代法の  
ルえ方法  
記当条  
錄該書一  
方法又は  
磁氣的記  
デイスク等  
スクリプ  
等を行ふ  
場合は、  
調製する  
方法によ  
る。代法第  
三条第一項  
の規定に基  
づき、別表  
第一の上欄  
に掲げる法  
令の同表の下  
欄に掲げる規  
定によれば、  
當該書面に係  
る電磁的記  
録の保存を行  
う場合は、次に  
掲げる方法の  
いずれかによ  
り定められ  
る。

アに、成  
イ代法の  
ルえ方法  
記当条  
錄該書一  
方法又は  
磁氣的記  
デイスク等  
スクリプ  
等を行ふ  
場合は、  
調製する  
方法によ  
る。代法第  
三条第一項  
の規定に基  
づき、別表  
第一の上欄  
に掲げる法  
令の同表の下  
欄に掲げる規  
定によれば、  
當該書面に係  
る電磁的記  
録の保存を行  
う場合は、次に  
掲げる方法の  
いずれかによ  
り定められ  
る。